

(第1編)

第6章 裁定を下す形式および不一致解決の態様

第I節 訴訟上の裁定

第141条 (一人制) 裁判所および(合議制) 裁判所によって下される司法的性質の裁定(resolución)は、次のように名付けられる：

命令(Providencias)。裁判官(または裁判所)に留保され、決定(auto)の形式を法的に要求しない訴訟上の問題を裁定するとき(使用される)。

決定(Autos)。被捜査者または被疑者、民事責任を負う者、私人訴追人あるいは民事原告に直接影響を及ぼす付帯事件または重要な点を判断するとき(使用される)；(つまり) 裁判官または裁判所の管轄権、忌避申立ての妥当性または不当性を判断するとき、(裁判官/裁判所) 命令または(書記官) 決定に対する不服申立て、刑務所入所または保釈、証拠調べまたは法律扶助を受ける権利を承認または拒否する場合、あるいは、ある基本的権利および最終的に諸法律に従って創設されるべきその他の権利に影響を与える場合(使用される)。

判決(Sentencia)。刑事事件を終局的に判断するとき(使用される)。

確定判決。これに対して、再審理(revisión)および復権(rehabilitación)の不服申立てを除いて、通常または特別の不服申立てはできない。

確定判決が記載される正式な公文書は執行判決(sentencia ejecutoria)と呼ばれる。

(裁判官/裁判所) 命令(Providencias)の形式は、命令された事項の特定およびそれを処置した裁判官または裁判所の特定に限定され、取り決めた日付、裁判官または裁判長の署名または印章および裁判所書記官の署名以外の(命令の)根拠や追加記述はない。それにもかかわらず、適切とみなされる場合には、いかなる要件も科されることなく、簡潔に理由付けできる。

(裁判官/裁判所) 決定(Autos)は常に理由付けされ、事実の背景、法律上の根拠、そして最後に(決定の)処分(事項)部分が、番号が付けられた個別の段に記載される。それらは、それらを下す裁判官または上級裁判官によって署名される。

すべての裁定には、それが採択された場所と日付、それが確定であるかどうか、裁定に対して不服申立てできるか記載される。最後の(不服申立ての)件については、提起できる不服申立ての種類、提起すべき裁判所、および、不服申立て(提起)の期間が記載される。

(本条の最終改訂。2015年)

第142条 判決(書)は以下の規則に従って作成される：

1. 判決は、以下のことを述べることから始まる：判決が言い渡される場所と日付、訴訟の原因を引き起こした事実、私人訴追人(いる場合)および被告人の名と姓、(被告人の)知られた通称またはニックネーム、その年齢、身分状況、国籍、住所、職業、そして、それがない場合、その者が訴訟事件に登場するその他すべての状況、

および、受命上級裁判官の名前と姓。

2. 判決理由には、判決で裁定されなければならない問題に関連する事実が、証明されたとみなされる事実の明示的かつ断定的な宣言をして、番号付きで記載される。

3. 検察側の最終論告および弁護側の最終弁論、並びに、必要に応じて第 733 条の規定に従って裁判所がなした意見が記載される。

4. Considerando (・・・を考慮して) という単語で始まる番号付き段には、次のものが記載される：

一。証明されたとみなされる事実の評価の判例的および法的根拠。

二。被告人の各人が前述の(犯罪)行為への関与を決定する判例的および法的根拠。

三。刑事責任を軽減、加重またはを免除する状況(存在する場合)のタイプを認定する判例的および法的根拠。

四。被告人またはその事件で意見を聞かれた民事責任の対象者が陥った民事責任に関連して証明されたとみなされた事実の評価の判例的および法的根拠、および、費用に関して下されるべき裁定に(対応する)、また、必要に応じて名誉毀損告訴(querrela calumniosa)の宣告に対応する判例的および法的根拠。

五。主たる犯罪および関連する犯罪だけでなく、訴訟で審理された付帯的軽罪も含めて有罪または無罪とする判決を最後に言い渡して、また、被告人が、犯罪を実行または隠蔽する手段として、犯罪行為の前、その時またはその後に犯した軽罪を付帯的軽罪とみなして、適用されると考えられる法規定の引用。

判決では、また、裁判の対象となった民事責任に関するすべての問題についても裁定され、適当な場合は、告訴は名誉毀損であると宣言される。

第 143 条 執行判決は国王の名で始まる。

第 144 条 無罪判決は、すべての場合において責任がないと解される。

第 144 条の 2 裁判所書記官の裁定は、(書記官)命令(diligencia)および(書記官)決定(decreto)と呼ばれる。

法律に別段の定めがない場合、(書記官)裁定の目的が法律が定める方向を訴訟手続きに与えるとき、(書記官)調整命令(diligencia de ordenación)が下される。(書記官)記録命令(diligencia de constancia)、通信命令(diligencia de comunicación)または執行命令(diligencia de ejecución)は、訴訟手続きに手続き上重要な事実または行為を反映させる目的で下される。

裁判所書記官がその判断理由を説明することが必要な、または、適切な場合に下す裁定は、(書記官)決定(decreto)と呼ばれる。

(書記官)命令は、処置される事項、場所、日付および命令を下す裁判所書記官の名前と署名を表現するものに限定される。(書記官)調整命令は、さらに、法律でそう規定する場合、または、裁判所書記官が適切と判断する場合には、簡潔な論拠を含む。

(書記官) 決定は常に理由が説明され、事実の背景およびその後の処置部分の基礎となる法律上の根拠を説明する番号付きの個別の段が含まれる。それらには、場所、日付、決定を下す裁判所書記官の名前が記載され、署名される。

裁判所書記官のすべての裁定には、それが確定なものであるか、不服申立てできるかについての言及が含まれ、後者の場合には、提起できる不服申立ての種類、提起すべき裁判所、および、不服申立てのための期間を表示する。

(本条の新設。2009年)

第145条 法律に別段の定めがない場合、最高裁判所が審理する事案において決定を下すには上級裁判官3名で十分であり、判決を下すには7名が必要となる。

県控訴院、全国控訴院および(自治州)高等裁判所で決定および判決を下すには、上級裁判官3名で足る。

裁判部(Sala)を構成するのに十分な上級裁判官が出廷しない場合には、司法機関組織法の規定が適用される。

どの(合議制)裁判所でも命令を下すには、2人の上級裁判官で、それらが合意すると、足る。

(本条の最終改訂。2009年)

第146条 各事件には一人の受命上級裁判官(Magistrado ponente)が配置される。

裁判長を除く上級裁判官が交代でこのポストに就く。

(合議制)裁判所または裁判部が裁判長1名と上級裁判官2名のみで構成される場合、前者は5回に1回受命裁判官になる。

第147条 次の業務が受命裁判官に対応する:

1. 当事者の申立てを裁判所に報告する。
2. 提出された証拠に関連するすべて(の事項)を調査し、その適性さまたは不適性さについて裁判所に報告する。
3. 証人から陳述を受ける。また、法に従って証拠調べを命ずる裁判所の前で証拠調べが実施されてはいけない、または、できない場合、あるいは、裁判所が所在する町の外で証拠調べが行われるときで、証拠調べを行なうために予審裁判官または治安裁判官に委任されない場合、証拠調べを実施する。
4. 裁判所の議論に服すべき決定または判決を提案する、また、合意された条件で最終的にそれらを編纂する。

受命裁判官(提案の判決)が過半数の票を得なかった場合、別の上級裁判官が判決の作成を任される。しかし、この場合、前者は個人的(意見の)投票(*votos particulares)を投じる義務を負う。

5. 公開法廷で判決文を読む。

(訳者注：voto particular (個人的 (意見の) 投票) とは、合議制裁判所においてあるメンバーが多数決で採用される (裁判所) 判断に関して表明する異なる意見を指す。)

第 148 条 何らかの状況により、該当する日になんらかの訴訟事件が判決を下すことができない場合でも、後で審理された他の訴訟が、絶対に必要な場合を除き、順序を変更することなく、判断される、または、判決が下されることを妨げない。

第 149 条 口頭審理裁判が開催された直後、または、翌日に、開廷時間前に、(合議制) 裁判所は訴訟の対象となった事実および法律の問題について議論し、票決する。承認された判決は、第 203 条に規定される期間内に作成され、署名される。

第 150 条 判決の討論と票決は、すべての (合議制) 裁判所で非公開で、通常の開廷時間の前または後で行われる。

第 151 条 受命上級裁判官によって提案された判決が議論されると、受命上級裁判官が最初に投票し、その後、年功序列とは逆の順序で他の上級裁判官が投票する。

第 152 条 議論の重要性が要求する場合は、裁判長は投票前に議論の簡単な要約を作成しなければならない。

第 153 条 (合議制) 裁判所の命令、決定および判決は、法律で明示的により多い数が要求される場合を除き、絶対多数で下される。

第 154 条 審問の後、投票前にいずれかの上級裁判官が身体不自由となり、投票に出席できない場合、その上級裁判官は理由付きで署名した投票を作成し、裁判長に直接送付する。書くことも署名することもできない場合には、裁判所書記官の援助を求める。

このようにして投じられた投票は、裁判長が署名して判決簿に保管される。

この方法でもその上級裁判官が投票できない場合には、審問に出席した支障のない者たちによって事件の投票が行われ、過半数を形成するのに十分な場合には判決が下される。

過半数がない場合には、不一致に関して法律が命じる規定に従う。

第 155 条 いずれかの上級裁判官が異動、退職、離職または停職となった場合、その者は、その審問に出席し、まだ判決が下されていない訴訟について投票する。

第 156 条 判決に対する投票が開始されると、克服できない支障がある場合を除き、投票を中断することはできない。

裁判所の命令、決定または判決に対して投票に参加した者は、全員、たとえ過半数投票結果に反対していたとしても、取り決められたことに署名する。しかし、この場合、自己の（少数）意見を述べるができる、これは、その後 24 時間以内に反対票台帳(libro de votos reservados) の末尾に署名とともに挿入される。

第 157 条 反対票は裁判所が発行する判決の証明書や（関連記録の）公証謄本には含まれないが、最高裁判所に送られ、破棄請求が提起されて容認される場合には公開される。

第 158 条 判決には支障がない上級裁判官全員が署名する。

第 159 条 各裁判所は、裁判所書記官の管理および責任のもと、すべての終局判決、同種の決定および投じられた個人的（意見の）投票が組み込まれた判決簿を保管しなければならない、これら（判決等）は発行日に従って連続的に整理される。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 160 条 終局判決は、すべての口頭審理裁判において、署名と同日に、または、遅くとも翌日には読み上げられ、当事者およびその訴訟代理士に通知される。

何らかの事情または事故により、通知を行う際に当事者が見つからない場合、その旨は（書記官）命令により記録され、この場合、通知は訴訟代理士に送達されれば足る。

付帯事件を裁定する決定は、訴訟代理士にのみ通知される。

訴訟事件の予審が（一人制）女性に対する暴力裁判所に対応していた場合、判決は、それが確定判決であるかどうかを示されて、公証謄本によって直ちにその裁判所に送られる。

（本条の最終改訂。2004 年）

第 161 条 裁判所は、署名の後では言渡す裁定を変更することはできない、しかし、あいまいな概念を明確にし、重大な誤りを修正することはできる。

前段で言及される明確化は、裁判所または裁判所書記官（該当する場合）が、裁定の公表後 2 開廷日以内に、職権で、または、当事者または検察官が同じ期間でなした請求により、行うことができる。この（後者の）場合は、明確化を要請する書面の提出後 3 日以内に問題の裁定を下した者によって明確化は裁定される。

裁判所および裁判所書記官の裁定が陥った明らかな重大な誤りや算術上の誤りは、いつでも訂正できる。

判決および決定が被る可能性があり、そして、そのような裁定が完全に有効となる

ために修正する必要がある脱漏または欠陥は、決定を通して、前各段に規定されたものと同じ期限内で、同じ手順に従って修正できる。

訴訟において適時に申立てられて、審理された請求に関する言渡しが明きらかに脱漏した判決または決定の場合、裁判所は、裁定の通知から5日の期間内での当事者からの書面による請求に応じて、書記官がそのような請求を他の当事者に、それらがさらなる5日以内に書面による主張をするために、転送し、決定を下す。この決定で脱漏した言渡しを有する裁定を完全にするという裁定をする、または、完全にしない裁定をする。

下した判決または決定において前段で言及される脱漏に裁判所が気づいた場合、裁判所は、決定を通して、職権で、下した日から5日の期間内に、その裁定を完全にしない手続きを進めることができる。ただし、取り決められた内容は変更または修正できない。

前各段で定めたのと同じ方法で、裁判所書記官は、必要に応じて、裁判所書記官が下した決定を補正または完全にすることができる。

本条の前各段で言及される明確化、修正、補正または完全化についての裁定に対しては、いかなる不服申立てできない。ただし、場合によっては（当事者の）請求あるいは裁判所または裁判所書記官の職権での行為に係わる裁定に対してなされる不服申立てを害しない。

問題の裁定に対してなされる不服申立てのための期間は、その明確化、修正、補正または完全化が要求される時点から停止される、いずれにしても、言渡しの脱漏を認めるまたは認めない、および、その是正を取り決めるまたは拒否する裁定の通知の翌日から計算され始める。

（本条の最終改訂。2009年）

第162条 裁判所は、付帯事件を裁定する決定および下された判決の議事録(minuta)を系統的に集めて保管し、裁判所の決定・判決簿の対応する欄にそれぞれ（の議事録）を参照させる。

裁判所の決定・判決簿の用紙は、番号が付けられ、封印され、該当する裁判長がイニシャルを記す。

第2節 （票決の）不一致を解決する方法

第163条 ある終局判決、決定または命令の票決において、言い渡さなければならない事実または権利の言渡しのなんらかについて、または、下されなければならない（裁判所）判断について過半数の票が得られない場合、投票者が反対した点が再度議論され、投票される。

第164条 次の投票で、反対者がそれぞれの意見を主張し続けた場合、被告人に最も有利な2つの意見のみが新たな議論に提出され、すべての投票者はこの中から選択しなければならない、2つのうちの1つが承認されることになる。

この場合、判決文の適切な位置に「投票の結果を踏まえ、法律は次のように決定す

る・・・」という文言が置かれる。

被告人に最も有利な2つ意見がどれであるかの決定は、投票の多数でなされる。

本条および前条の規定は、第153条第2段の場合には適用しない。(注：対応する段がない！)

第165条 破棄請求または再審理の不服申立てにおいて最高裁判所が言い渡す判決には不一致は存在しない。このために、投票の絶対多数を獲得しない判決理由および Considerando (・・・を考慮して) の段落は捨てられる。